

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力を行うとともに、海外における大規模な災害に対し適切な緊急援助を行うため、国際協力隊を設置し、並びに国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施体制を整備する等の措置を講じ、もって国際協力の推進に積極的に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において、主な用語の意義は、次に定めるところによるものとする。

- 一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持すると

の紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいうこと。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け、若しくは受けるおそれのある住民その他の者（三において「紛争被害者」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（四において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいうこと。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動（軍事部門に係る活動を除く。）のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の二からルまでに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるものをいうこと。

イ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

ロ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

ハ ロに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ニ 医療（防疫上の措置を含む。）

ホ 紛争被害者の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヘ 紛争被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ト 紛争被害者を収容するための施設又は設備の設置

チ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって紛争被害者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

リ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ル イからヌまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

四 物資協力 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動（国際連合平和維持活動にあつては、軍事部門に係る活動を除く。）に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいうこと。

五 国際緊急援助業務 海外において大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、被災国政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助のために実施される業務で次に掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であつて、海外で行われるものをいうこと。

イ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある住民その他の者（以下「災害被害者」という。）の捜索又は救出

ロ 医療（防疫上の措置を含む。）

- 八 災害被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
 - ニ 災害被害者を収容するための施設又は設備の設置
 - ホ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある施設又は設備であって災害被害者の生活上必要なものの復旧若しくは整備又は被害の防止のための措置
 - ヘ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある自然環境の復旧又は被害の防止のための措置
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械機具の据付け、検査若しくは修理
 - チ イからトまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
- 六 物資援助 海外において大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、被災国政府に対して、緊急援助のための物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいうこと。
- 七 関係行政機関 国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいうこと。 （第二条関係）

第三 国際協力本部

一 設置及び所掌事務

総理府に、国際協力本部（以下「本部」という。）を置き、本部は、国際平和協力業務を行うこと、国際緊急援助業務を行うこと、国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に関すること、国際平和協力業務又は国際緊急援助業務の実施のための関係行政機関への要請及び国以外の者に対する協力の要請に関すること、国際平和協力業務又は国際緊急援助業務を行うために使用する船舶、航空機、等の装備の取得及び管理に関すること等の事務をつかさどること。（第三条関係）

二 本部長等

内閣総理大臣を国際協力本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督すること。内閣官房長官を国際協力副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長の職務を助けること。国際協力本部員は、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命すること。（第四条関係）

三 国際協力隊

本部に、本部の事務を処理させるため、常設の機関として国際協力隊を置くこと。国際協力隊の長は、

国際協力隊総監（以下「総監」という。）とし、総監は、本部長の指揮監督を受け、国際協力隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督すること。（第五条関係）

四 隊員その他の職員

国際協力隊に、隊員その他の職員を置き、隊員は、上司の指揮監督を受け、国際平和協力業務、国際緊急援助業務その他本部の事務のうち本部長が定めるものに従事すること。隊員は、自衛官又は予備自衛官の身分を保有する者であってはならないこと。（第六条関係）

第四 国際平和協力業務

一 実施計画

1 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

（１）国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

(2) 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意 (第八条第一項関係)

2 実施計画には、当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針、実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容、派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間、派遣隊 (当該国際平和協力業務を行うために編成される国際協力隊の組織をいう。以下同じ。) の規模及び構成並びに装備等を定めること。 (第八条第二項関係)

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、閣議の決定を求めるよう要請することができること。 (第八条第三項関係)

4 内閣総理大臣は、実施計画の変更 (第二の一、二の合意若しくは同意又は 1 、 に掲げる同意が存在しなくなった場合等に行うべき派遣隊の海外への派遣の終了に係る変更を含む。) について閣議の決定を求めなければならないこと。 (第八条第四項関係)

二 国会の承認等

1 内閣総理大臣は、実施計画の決定があったときは、国際平和協力業務を実施することにつき国会の

(1) 派遣隊の行動が実施計画に反することとなるとき。

(2) 第二の一の紛争当事者間の合意等若しくは第四の一 1 の紛争当事者等の同意が存在しなくなったと認められる場合又は国際連合平和維持活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合において、本部長が当該国際平和協力業務を中断する必要があると認めるとき。

(第十条第三項関係)

四 関係行政機関の職員の国際協力隊への派遣

本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該国際平和協力業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際協力隊に派遣するよう要請することができること。要請があったときは、関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際協力隊に派遣するものとし、派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

(第十一条関係)

五 任期制隊員の採用

本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができることとし、この場合においては、隊員になる前に、営利企業を営むことを目的とする団体の役員等に就くなどしていた隊員については、私企業からの隔離、他の事業又は事務の関与制限に関する国家公務員法の一定の規定は適用しないものとする。 (第十二条及び第十三条関係)

六 関係行政機関の協力

本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができることとし、関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、協力を行うものとする。 (第十四条関係)

第五 物資協力

一 物資協力の閣議決定

政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならないこ

と。外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができること。

(第十五条第一項から第三項まで関係)

二 関係行政機関の協力

本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができることとし、関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

(第十五条第四項及び第五項関係)

第六 国際緊急援助業務

一 国際緊急援助業務の実施

本部長は、国際協力を推進するため国際緊急援助業務を実施することが適当であると認めるときは、国際協力隊に国際緊急援助業務を行わせることができること。外務大臣は、国際緊急援助業務を実施することが適当であると認めるときは、本部長に対し、国際緊急援助業務を実施するよう要請することができること。

できること。

(第十六条関係)

二 関係行政機関の職員の国際協力隊への派遣等

第四の四から六までの関係行政機関の職員の国際協力隊への派遣、任期制隊員の採用及び関係行政機関の協力の規定は、国際緊急援助業務について準用すること。

(第十八条関係)

第七 物資援助

政府は、国際協力を推進するため、物資援助を行うことができること。第五の二の関係行政機関の協力及び第六の一の外務大臣の要請の規定は、物資援助について準用すること。

(第十九条関係)

第八 国際協力手当

国際平和協力業務又は国際緊急援助業務に従事する隊員には、その業務が行われる派遣先国の勤務環境及びその業務の特質にかんがみ、国際協力手当を支給することができること。

(第二十条関係)

第九 民間の協力等

本部長は、国際平和協力業務若しくは国際緊急援助業務を十分に実施するため又は物資協力若しくは物資援助に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡等又は役務の提供

について国以外の者に協力を求めることができること。政府は、この場合、適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（第二十一条関係）

第十 災害救援活動

都道府県知事その他政令で定める者は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、本部長に対し、国際協力隊に災害救援活動を行わせるよう要請することができることとし、本部長は、要請があった場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができること。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合には、要請を待たないで、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができること。

（第二十二条関係）

第十一 地震防災支援活動

本部長は、地震災害警戒本部長から大規模地震対策特別措置法に基づく要請があったときは、国際協力隊に地震防災支援活動を行わせることができること。

（第二十三条関係）

第十二 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止等

国際緊急援助隊の派遣に関する法律は、廃止すること。この法律の施行の際現に廃止前の国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき行われている国際緊急援助活動については、この法律の施行後も、引き続き行うことができること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 消防組織法等の一部改正

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止に伴い消防組織法、海上保安庁法、警察法及び国際協力事業団法の規定の整理を行うとともに、本部の設置等に伴い総理府設置法、国家公務員災害補償法及び大規模地震対策特別措置法に關係規定の追加を行うこと。

(附則第四条から第十条まで関係)

第十三 別表

別表に第二の二にいう国際機関として、国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所、国際連合児童基金、世界食糧計画、世界保健機関、国際移住機関等を掲げること。

第十四 その他

その他所要の規定を設けるものとする。